

# 陳 情 書 綴

(陳情第61号～第78号)

令和7年第4回 市議會委員會審查分

堺市議會



# 目 次

陳情第	6 1 号 健康保険制度について.....	1
陳情第	6 2 号 国民健康保険について.....	3
陳情第	6 3 号 ガザ地区について.....	5
陳情第	6 4 号 行政にかかる諸問題について.....	7
陳情第	6 5 号 診療報酬の改定等について.....	13
陳情第	6 6 号 行政にかかる諸問題について.....	15
(議会運営委員会)		
陳情第	6 7 号 行政にかかる諸問題について.....	19
(総務財政委員会)		
陳情第	6 4 号 行政にかかる諸問題について.....	7
陳情第	6 7 号 行政にかかる諸問題について.....	19
陳情第	6 8 号 行政にかかる諸問題について.....	23
(市民人権委員会)		
陳情第	6 7 号 行政にかかる諸問題について.....	19
陳情第	6 8 号 行政にかかる諸問題について.....	23
陳情第	6 9 号 行政にかかる諸問題について.....	27
(健康福祉委員会)		
陳情第	6 4 号 行政にかかる諸問題について.....	7
陳情第	6 5 号 診療報酬の改定等について.....	13
陳情第	6 6 号 行政にかかる諸問題について.....	15
陳情第	6 7 号 行政にかかる諸問題について.....	19
陳情第	6 8 号 行政にかかる諸問題について.....	23
陳情第	7 0 号 障害者施策等の充実について.....	29
陳情第	7 1 号 H P V等ワクチンについて.....	31
陳情第	7 2 号 加齢性難聴者への支援について.....	35
陳情第	7 3 号 行政にかかる諸問題について.....	37

(産業環境委員会)

陳情第	6 4 号 行政にかかる諸問題について	7
陳情第	6 6 号 行政にかかる諸問題について	1 5
陳情第	6 8 号 行政にかかる諸問題について	2 3
陳情第	7 4 号 大屋根リングについて	4 1

(建設委員会)

陳情第	6 4 号 行政にかかる諸問題について	7
陳情第	6 7 号 行政にかかる諸問題について	1 9
陳情第	6 8 号 行政にかかる諸問題について	2 3
陳情第	7 3 号 行政にかかる諸問題について	3 7
陳情第	7 5 号 金岡公園プールについて	4 3
陳情第	7 6 号 公共交通について	4 5

(文教委員会)

陳情第	6 4 号 行政にかかる諸問題について	7
陳情第	6 6 号 行政にかかる諸問題について	1 5
陳情第	6 7 号 行政にかかる諸問題について	1 9
陳情第	6 8 号 行政にかかる諸問題について	2 3
陳情第	6 9 号 行政にかかる諸問題について	2 7
陳情第	7 7 号 支援学校について	4 7
陳情第	7 8 号 放課後施策について	5 1

## 健康保険制度について

陳 情 者 大阪市浪速区

大阪府保険医協会

理事長 宇都宮 健 弘

大阪府歯科保険医協会

理事長 小 澤 力

従来の健康保険証の復活を求める意見書採択のお願い

### 陳情の内容

貴職におかれましては、府民の健康増進、医療・歯科医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

私たちは大阪府内の医師・歯科医師の保険医の団体として、保険医療の充実、府民の健康向上のための様々な活動に取り組んでいます。

2024年12月、マイナンバー関連法の改正により、従来の健康保険証の新規発行が停止されました。しかし、健康保険証機能のマイナンバーカードへの一本化は、取得が任意であったはずのマイナンバーカードの事実上の義務化を意味し、誰もがいつでも必要なときに医療を受けられるという、わが国の国民皆保険制度の理念と相容れないものです。

医療現場では、マイナ保険証による資格確認の際に、機器の故障・誤作動、ひもづけの誤り、情報登録の遅延などのトラブルが依然として多数報告されています。全国保険医団体連合会が2025年2~4月に実施した調査では、約9割の医療機関がオンライン資格確認に関して何らかのトラブルを経験していると回答しています。そしてトラブルへの対処法は「健康保険証で確認している」が8割、そして7割の医療機関が保険証の復活を望んでいます。

国民皆保険制度の下、保険者の責任で自動交付されてきたのが従来の健康保険証です。

マイナ保険証の強行により混乱をきたしている、資格確認の現場で今できる次善策が資格確認書の全交付であるものの、本来は従来の健康保険証が患者にとっても医療機関にとっても最善であることは明らかです。

よって、堺市議会においても、国に対し政府の責任で健康保険証を復活することを求めて意見書

を上げていただきたく存じます。

受理年月日 令和7年8月5日

## 国民健康保険について

陳 情 者 大阪市北区

大阪社会保障推進協議会

会長 安 達 克 郎

### 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書

#### 陳情の内容

いま、重くのしかかる国保料は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っています。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されています。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念です。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免の実施されていますが、さらなる支援が必要です。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものです。

以上の趣旨から、貴議会においては、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大

臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して、意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

**<陳情事項>**

1. 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めるこ

受理年月日 令和7年8月22日

## ガザ地区について

陳 情 者 堺市南区

パレスチナに平和を！緊急アクション

世話人 山 中 孝 夫

「ガザの完全停戦と人道支援およびパレスチナ国家の承認を求める意見書または決議（案）」の採択を求める陳情書

### 陳情の内容

イスラエルとパレスチナの間では武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されています。ガザの紛争が激化した2023年10月から2年たった今年10月7日時点で、ガザでの死者は6万6千人、その大半は民間人で、子どもの犠牲者は約2万人（ガザ保健省）となっており、国際社会からはイスラエルに対する厳しい声があがっています。

2023年10月以降のイスラエルによる大規模侵攻を受けて、国際司法裁判所（ICJ）は国際法違反の勧告的意見を出し、軍事作戦停止の暫定措置命令を行いました。国連特別委員会はジェノサイドと認定しています。

また、国際刑事裁判所（ICC）は、ガザ地区で続く戦争において戦争犯罪や人道に対する罪が行われたとして、イスラエルのネタニヤフ首相とガラント前国防相、ハマスのデイフ司令官の3人に対して、2024年11月21日に逮捕状を発行しました。

国連総会は、2025年6月、日本を含む149カ国の賛成により「パレスチナのガザ地区について即時停戦と、ガザ地区で捕らわれているすべての人質の即時解放を求める決議」を採択しました。

このような国際社会からの批判を受けて、本年10月10日正午、日本時間の午後6時に停戦合意が発効したものの、その後もイスラエル軍によるガザ攻撃が行われ、10月28日から29日にかけての空爆で、子ども46人を含む104人が死亡しました。これは明らかな停戦合意違反であり、人道状況は未だ危機的な状態です。

また、この7月に閣僚級国際会議で出された、紛争解決は二国家解決が唯一の道であり、世界各国にパレスチナの国家承認を呼び掛けるとする「ニューヨーク宣言」が、本年9月12日国連総会において、これも日本を含む142カ国の賛成で採択されました。

わが国では、2024年6月、衆議院、参議院のそれぞれで「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議」が採択されています。また、地方議会では、2024年12月末時点で、全1,788議会のうち422議会がガザ地区の即時停戦を求める決議や請願、意見書を採択、その後もその数は増加しています。

さらに、国会においては、7月、8月に続き、9月にもパレスチナ国家承認を求める要望書が超党派議員連盟による206名の署名とともに提出されております。完全停戦を早期に実現させ、パレスチナの人々による復興、国づくりを進めていくうえで、世界による国家承認は不可欠です。

堺市では、1980年に人権擁護宣言都市とすることを宣言し、1983年には「非核平和都市宣言」を市議会として決議、2007年には堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例を施行、平和首長会議にも参加するなど、日本国憲法に掲げる恒久平和主義の理念、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和の実現に向けて取り組みを進めてきた経緯があります。

つきましては、貴議会において、ガザ地区における完全停戦と人道支援およびパレスチナの国家承認を強く求める意見書を採択され、日本政府等にご送付いただきますようご尽力をお願いいたします。

受理年月日 令和7年11月12日

## 行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市西区

堺市生活と健康を守る会

会長 久原 紅

平和と民主主義・くらしと健康を守る 2025 年度予算陳情書

### 陳情の内容

貴職におかれましては、市民の福祉と健康、くらしを守るために努力されていることに敬意を表します。

米価高騰・食料品や生活必需品、公共料金などくらしにかかわる多くの物の値段が上がり、府民・市民のくらしを直撃しています。生活と健康を守る会が行った生活保護世帯への夏のアンケートでは、高熱費の支払が心配で、異常な猛暑の中でもエアコンを使用していない世帯が、24%にのぼり熱中症など命の危険にさらされる状況に陥っています。

地方自治体に求められる役割は、住民の福祉と健康、いのちとくらしを守ることです。

今後さらに物価高騰の影響で、住民のくらしは困窮し、いのちとくらしが脅かされる状況が広がる事が懸念される中、堺市が住民のいのちとくらしを守る「地方自治の本旨」の精神を發揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

### <陳情事項>

1. 市民や事業者等への生活支援のため消費税5%への引き下げを堺市議会として国に強く求めること。
2. 国民健康保険制度の改善要求
  - (1) 国に対して要求すること
    - ① 堺市議会として国庫補助金を大幅に引き上げること。

### 総務財政委員会審査分

3. 物価高騰から住民のくらしを守るため、堺市独自の施策を講じること。

4. 非課税のお知らせハガキを復活させること。

#### 健康福祉委員会審査分

5. 生活保護基準引き下げ違憲訴訟・最高裁判決に基づく早期解決について

- (1) 2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給すること。
- (2) 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復を行うこと。
- (3) 生活保護利用世帯の生活実態を調査し、それをふまえた国への要望と自治体独自の支援策の実施を行うこと。

6. 低所得者の生活の向上を図るために次の施策を実現すること

- (1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 生活保護基準の1.5倍までの世帯に対して、年末一時金、夏期一時金を堺市独自として支給すること。
- ② 熱中症対策のため、エアコンの購入・設置費用を給付すること。
- ③ 夏季の電気料金への補助をおこなうこと。
- ④ 「小口更正資金」（緊急小口資金）の貸付金額を引き上げ、手続きの簡素化をおこなうとともに、返済期間の延長、利子の引き下げ、失業者にも貸し付けられるよう条件の緩和をおこなうこと。

7. 国民健康保険制度の改善要求

- (1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 保険料の引き上げにつながる国民健康保険の広域化（都道府県化）は脱退すること。
- ② 健康保険証は無条件に交付し、「資格証明書」や「短期保険者証」の発行などの制裁措置をしないこと。
- ③ 滞納者への一方的な資産調査や差し押さえをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料に充当しないこと。
- ④ 保険料を大幅に引き下げ、市民の生活実態に見合った払える保険料にすること。
- ⑤ 保険料減免は、生活保護基準以下の世帯は免除とし、生活保護基準の1.5倍までは、漸減方式で減額すること。
- ⑥ 国民健康保険一部負担金の減免制度を拡充すること。
- ⑦ 国民健康保険に傷病手当制度をつくり、生活の心配なく安心して治療できる保険制度にすること。

- (2) 国に対して要求すること

- ① 健康保険証を存続し、マイナンバーカードへの一本化は中止すること。また強要はしないこと。

- ② 国民健康保険の広域化をやめること
- ③ 国保料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。当面、子どもの均等割賦課は早急になくすこと。
- ④ 保険料滞納者に対する制裁措置としての「資格証明書」「短期保険者証」の発行をやめさせること。
- ⑤ 治療の一環でもある入院給食費の自己負担をなくすこと。

## 8. 介護保険制度の改善要求

- (1) 堺市として当面、次のことを実現すること
  - ① 保険料と利用料を引き下げる。また、保険料は本人の所得のみで算定すること。一般会計からの繰り入れを行い、市民負担を軽減すること。
  - ② 保険料・利用料の減免基準の引き上げを行い、資産要件はなくすこと。また、利用料の低所得者減免制度をつくり、当面、住民税非課税世帯は免除とし、所得の段階に応じて軽減を図ること。
  - ③ 行政の責任で特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を小学校区単位に整備し、待機者をなくすこと。
  - ④ 特別養護老人ホーム入所者の「ホテルコスト」を廃止し、徴収は猶予すること。低年金の高齢者も安心して入所できる利用料にすること。
  - ⑤ 地域包括センターの増設と人員を拡充し、利用者・家族の意向を尊重すること。

### (2) 大阪府に対して要求すること

- ① 大阪府がため込んでいる介護保険財政安定化基金を取り崩して、府民負担を軽減すること。

### (3) 国に対して要求すること

- ① 保険料は本人の所得のみで算定すること。
- ② 保険料・利用料を軽減するために国の公費負担割合を当面35%に引き上げ、一般会計からの繰り入れを認めること。
- ③ 生活保護基準以下の世帯（人）の保険料・利用料は免除し、保護基準の1.5倍まで軽減措置を設けること。
- ④ 要介護1・2を介護保険適用からはずさず、要支援1・2の保険適用を元に戻すこと。
- ⑤ 保険料の年金天引きはやめること。

## 9. 高齢者と障がい者対策の拡充について

- (1) 堺市として当面、次のことを実現すること。
  - ① 健康で働く意欲を持った高齢者、障がい者に対して、働く場を保障するための共同作業所、訓練所、人材センターなどの拡充をおこなうこと。

- ② 障がい者作業所に通うための交通費補助制度を元に戻し、実費支給すること。また精神障がい者も対象にすること。
- ③ 障がい者の歳末見舞金制度や、高齢者の敬老祝い金制度を元に戻し、毎年支給すること。また精神障がい者も対象にすること。
- ④ 一人暮らし老人や老人世帯に支給している緊急通報装置の「安心ペンダント」は、防水性のものと取替え、入浴中にも使用できるようにすること。
- ⑤ 補聴器購入費用の助成制度を実施すること。
- ⑥ 在宅高齢者や重度障がい者が安心して通院できるよう、タクシー券は、初乗り運賃の制限をはずし、必要なだけ発行・支給すること。
- ⑦ 後期高齢者医療制度や高齢者医療制度の改悪を撤回し、安心して医療が受けられるようすること。
- ⑧ 75歳以上の医療費窓口負担を1割に戻すこと。

## 10. 医療体制・医療制度の改善について

### (1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科の医療体制を整えること。
- ② 「特定健診」の項目を心電図、フレイル検査、聴覚検査などを増やし、検診を無料にすること。
- ③ 子宮がん検診、乳がん検診は、最低年1回の実施とし、無償化は年齢制限（偶数年度など）や期限をつけず拡充すること。
- ④ インフルエンザワクチンを含め、すべての予防接種を無料でおこなうこと。
- ⑤ 各区に保健所をつくり、職員の大幅増員を行うこと。

### (2) 国に対して要求すること

- ① 75歳以上の医療費2割負担を廃止すること。
- ② 入院ベッド数の削減はしないこと。
- ③ 限度額認定の低所得者軽減の適用基準を大幅に引き上げること。
- ④ 医師や看護師などの医療従事者を大幅にふやすこと。
- ⑤ 治療の一環でもある入院給食費の自己負担をなくすこと。
- ⑥ 紹介状なく大病院を受診したさいの初診時の追加負担はやめること。

## 11. 公費負担医療制度の拡充について

### (1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 在宅酸素療養患者の医療費について、堺市独自の助成制度をつくること。電気代などの経費についても助成をおこなうようにすること。
- ② 子どもの医療費助成制度は、所得制限をなくし高校卒業まで無料とすること。

- ③ 難病特定疾患の適用範囲を拡大し、諸費用を公費負担とすること。
- ④ おむつ代の上限を元の9,000円に戻す事。
- ⑤ 補聴器等の購入のための補聴器補助制度をつくること。

(2) 大阪府に対して要求すること

- ① 大阪府のひとり親・乳幼児・障害者・老人医療助成制度・一部負担金助成制度を無料に戻し、老人医療費助成制度は元に戻すこと。

12. 子どもと女性の福祉制度の拡充について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 入院助産施設の適用施設を増やし、基準の拡大と措置単価の見直しを行うこと。広報などで制度の周知をはかること。
- ② 入院助産の認定手続きは簡素化にすること。
- ③ 保育所の待機児童をなくすため施設の拡充をおこなうこと。とりわけ不足しているゼロ歳児保育の拡充を早急におこなうこと。
- ④ 公的保育制度を守り、緊急の一時保育や病時保育を充実すること。

産業環境委員会審査分

13. 安定した仕事と賃金の保障

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 地域経済振興条例をつくり、中小零細企業の振興と雇用の促進をはかること。
- ② 期限付きなどの非正規雇用はやめ、自治体職員はすべて正規雇用とすること。
- ③ 中小零細企業対策について
  - (イ) 中小零細企業向けの公共事業を増やすこと。
  - (ロ) 地場産業の振興育成をはかること。
  - (ハ) 中小零細企業むけの制度融資を拡充すること。

建設委員会審査分

14. 安心して住み続けられる環境、住宅・交通について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 堺市営住宅の整備・拡充をおこない、戸数を増やし入居希望者の要望に応えること。
- ② 「おでかけ応援制度」については、生活保護世帯、障がい者（児）、妊産婦にも利用できるよう対象を拡大すること。
- ③ 高齢者や障がい者、生活困窮者の社会参加や日常生活に支障がないよう、おでかけ応援バスはなど適用を拡大すること。また、路線・便数の拡充を検討すること。

15. 上下水道料金の引き下げをおこなうこと。そして、低所得者、生活保護世帯に対して、軽減、免除制度を実施すること。

#### 文教委員会審査分

16. 子どもたちの健やかな成長を保障し、行き届いた教育を実施するための要求

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 歴史の事実をゆがめたり、戦争を美化するなどの歴史教科書の採用はしないこと。
- ② 教育現場、公的施設における日の丸の掲揚、学校行事における「君が代」の斉唱などの軍国主義につながる行事を強制しないこと。
- ③ 小・中学校の体育館を含む全ての施設に、早急にエアコン設置をすすめること。また地域住民の避難場所としても使えるようにすること。
- ④ 学校現場から、いじめ・暴力・体罰をなくすこと。

(2) 就学援助制度の改善要求について

- ① 生活保護基準引き下げにともなう就学援助基準引き下げをせず、認定基準を引き上げ、給付内容の改善をおこなうこと。
- ② 入学用品費、学用品費は、実態に見合った給付金額に引き上げること。また、学校教育の一環として生ずる教材費、体育用具、楽器、臨海・林間学校に必要な費用はすべて実費支給すること。
- ③ PTA会費、生徒会費、クラブ活動費、メガネ購入費用、オンライン授業に必要な通信費その他は実費支給すること。
- ④ アトピーや喘息などの疾病を早期に学校病として認定するよう国に働きかけ、当面堺市として、適用の拡大を独自におこなうこと。
- ⑤ 学校病治療のために発行する医療券は、月ごとでなく完治するまで有効とすること。
- ⑥ 完全自校方式での安全で豊かな学校給食を小・中学校とも実施し、小・中学校とも給食費の無償化とすること。

(3) 国に対して要求すること

- ① 義務教育は完全無償化とすること。
- ② 準用保護世帯分は国庫負担とすること。
- ③ アトピーや喘息などの疾病を早期に学校病として認定すること。さらに学校保健安全法にもとづく学校病を拡大すること。

受理年月日 令和7年11月12日

## 診療報酬の改定等について

陳 情 者 堺市堺区

田 端 志 郎（社会医療法人 同仁会 理事長 / 耳原鳳クリニック 所長）  
斎 藤 和 則（同 副理事長 / みみはら高砂クリニック 所長）  
森 高 志（同 専務理事）  
吉 本 和 人（同 副専務理事）  
川 畑 望（同 副専務理事 / 耳原総合病院 事務長）  
篠 原 聰（同 理事）  
植 田 恒 平（同 部長）  
野 田 雅 一（耳原病院労働組合 副委員長）

諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと医療機関への財政支援を  
国に要望してください。

### 陳情の内容

去る10月2日に大阪府医師会はじめ大阪医療5団体による合同記者があり、医療機関経営の危機的な状況が公表されました。赤字経営の病院が全体の約7割に上り、医療機関の倒産件数も昨年64件と過去最多を記録しています。この医療機関の深刻な経営状況は、規模の大小、民間か公立か、地方か都市部かの違いに関係なく、全国的なものとなっています。このことは堺市内の医療機関においても同様です。市民が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで、必要不可欠な社会インフラである医療機関が地域からある日突然無くなってしまいかねない事態です。

2020年から23年まで続いた新型コロナ流行下にあっては感染対策に係る諸経費が著しく増加し、コロナ収束後は受診控えに伴い減収が生じており、加えて数年続く諸物価の高騰で、電気・ガス代等の光熱費や、診療材料費、給食材料費等あらゆる費目で支出が増加しています。

それに対して、医療機関の収入の大部分を占める診療報酬（=医療の公定価格）はほぼ引き上げられることなく、また、2年に一度の見直しのため、急速に進む物価高騰へのスピードを持った対処もなされていません。

これにより、医療機関の運営状況は著しく逼迫し、その深刻さは悪化の一途をたどっています。

その結果、運営を続けられなくなる医療機関が増加しているとともに、他の産業における賃上げとの格差が拡大し、看護師等の医療を担う人材の流出・確保困難による入院ベッドの制限なども生じています。

以上の状況を踏まえて、市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう以下の点について取り組みを切望します。

**<陳情事項>**

1. 堺市議会として国に対して、来年度実施の診療報酬改定において諸物価高騰や社会的な賃上げ動向に見合った報酬の引き上げを行うこと、また、来年度の報酬改定までに医療機関への速やかな財政支援を行うよう意見を上げること。

**健康福祉委員会審査分**

2. 堺市として、堺市内の医療機関の経営実態の調査・把握を行い必要な支援を行うこと。

受理年月日 令和7年11月10日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺社会保障推進協議会

会長 今 田 光 俊 他 2,025 名

### 陳情の内容

光熱費や食料（特に私たちの主食である米）など生活に関わる物価高騰と増税により、私たちの暮らしは大変になっています。新型コロナ感染症の5類引き下げに伴って、診療や検査に対する公費負担が廃止された中、昨年も感染拡大が散発的に繰り返され医療機関や介護施設、特に障がい施設での負担は大きく経営を逼迫しています。

そして昨年の医療・介護・障がい福祉サービスのトリプル改定により、患者利用者が一部負担することにより、医療・介護・福祉の現場は疲弊しています。

自治体の最大の使命は、住民のいのちと暮らし、そして営業を守るために働くことです。

私たちは堺市が自治のまち、そして政令都市としての権限や財源を十分に活かして、社会保障を充実して頂くよう、以下の事項の実現を求めます。

尚、この陳情内容の内、6項目にまとめた要望署名には市民から2,025筆の賛同署名が寄せられており、これを添えて陳情します。

### <陳情事項>

1. マイナ保険証利用登録しない方へも引き続き資格確認書を発行し、紙の保険証に戻すよう市議会として国に求めてください。

### 健康福祉委員会審査分

2. 医療・国民健康保険に関して

(1) 国保の統一化（自治体が実施してきた法定外繰り入れや条例減免の制度の統一）を見直すように府に進言してください。

- (2) 基金の繰入や均等割りの廃止などで政令市の中でも高い堺市の国保料を他の健康保険料並みに引き下げてください。特に子育て世帯への負担軽減は急務です。
- (3) 滞納世帯に対する徴収強化に反対し、安易な資格証明書の発行はせず、特に特別事情時のみやかに資格確認書を発行してください。
- (4) 国保滞納世帯への機械的な「財産」差押えはやめて下さい。そして個人情報保護法の観点から督促状送付者の掲示を止めてください。
- (5) 国保44条（医療費一部負担金の減免制度）を市民に分かりやすくそして誰もがより利用しやすい制度になるよう改善させて下さい。そしておりを必ず目の届く所に配置してください。
- (6) 個人情報が監視されるマイナンバーカード制度の利用を強制もしくは誘導しないでください。
- (7) 無料低額診療制度をもっと知らせ、堺市独自で院外薬局でも利用出来るようにしてください。

### 3. 介護保険、高齢者施策について

- (1) 介護保険からの要介護1・2外し、更なる保険料の値上げはやめてください。
- (2) 介護保険料の減免制度の更なる拡充（低所得者への適切な対応）と利用料の減免制度をつくってください。
- (3) 介護職不足、ケアマネージャー不足への対策の具体化・予算化をしてください。
- (4) 総合事業の訪問介護サービス・通所介護サービスは、専門職によるサービスを継続し、報酬を適切に引き上げてください。
- (5) 高齢社会の中で、加齢性難聴は本人が気づきにくいため聽力検査・検診の実施及び補聴器購入の助成をしてください。
- (6) 介護保険申請から認定結果までの基準以内の日程を維持し、そしてさらに申請から認定まで1日でも早く出来るよう人手を増やすなど早急に対応してください。
- (7) おむつ代の上限を9,000円に戻して下さい。また、介護認定結果が遅いのに要介護4・5の人はおむつ申請が結果が出てからないとできない。介護認定申請時にさかのぼって堺市として給付してください。
- (8) 介護保険に対する不服審査の受付や意見陳述は、大阪市でなく堺市で実施してください。

### 4. 子どもの医療費助成制度は、一部負担金をなくしてください。

### 5. 障がい者施策について

- (1) 障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、障がいに応じた多様な「暮らしの場」として、グループホームに限定しない、障がい児者の生活施設を求めます。その為の補助や人材

確保について、具体的な支援を求めます。

- (2) 新たな感染症対策に対して、事業継続のため、市として責任を持った対策を求めます。
- (3) 障がい者施設の授産製品の販路や優先調達など積極的な支援策を講じてください。
- (4) 福祉人材が不足していて、障がい児者の余暇活動が制限されています。その人がその人らしく生きる権利の保障としての活動を確保する為人材確保に市として責任をもって取り組んでください。

#### 6. 健診に関して

- (1) がん検診の無償化は、年齢制限（偶数年度など）や期限をつけずに拡充して下さい。がん検診には奇数年偶数年と分けて受けるのもあります。受けやすい環境としてこのような制限はなくしてください。
- (2) 妊婦歯科相談だけでなく健診事業を創設して下さい。成人歯科検診が毎年、全年齢が受診できるようにし拡充してください。上記の健診はすべて無償化してください。
- (3) 特定健診の内容を心電図やフレイル検査・聴覚検査などを増やして改善・拡充して下さい。以前のすこやか健診時の様に40歳以上で堺市在住であればスムーズに検診受診ができるように受診券発行制度をやめ、その分検査内容を拡大してください。
- (4) 移動健診の実施など、もっとかかりやすいシステムをつくってください。
- (5) 「帯状疱疹（ワクチン）」への助成が始まりましたがまだまだ高額となっています。また対象年齢も限られています。助成の更なる引き上げと、対象年齢の枠を広げ接種しやすい環境づくりにしてください。引き続き新型コロナの感染者も出ている中、ワクチンの助成が無くなるのはかなりの費用負担です。堺市独自の制度を作ってください。

#### 7. 生活保護に関して

- (1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障してください。
- (2) 扶養照会は申請者の意向を尊重した扱いに改善してください。
- (3) 厚労省通知にもとづき車の保有や就労支援の在り方などは、柔軟に対応してください。
- (4) 引き続き正規職員（ケースワーカー）を基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をしてください。
- (5) 総合的な相談窓口（全ての区役所に）を設置してください。
- (6) エアコン設置の対象が新規・転居者なので対象枠を広げて欲しい。また物価高騰に対して冬期及び夏季加算の検討してください。
- (7) 家賃の上限（38,000円）を広げてください。

#### 8. 子育て支援に関して

- (1) 保育所の配置基準の見直しと補助金の増額で安全・安心で豊かな保育ができるよう、保育士の待遇改善が出来るようにしてください。待機児ゼロではなく、実情を把握して実態を報

告してください。

- (2) 保育料の給食費に滞納があった場合、児童手当から徴収しないでください。
- (3) 子ども食堂は、すべての小学校区に開設し、最初だけではなく継続的な支援制度にしてください。
- (4) こども誰でも通園制度は子どもの安全の確保と受け入れ体制の整備が出来る制度にしてください。

#### 産業環境委員会審査分

9. 65歳以上の高齢者のゴミ個別収集は、ホームヘルパー利用者という条件をはずして対象枠を広げてください。ゴミ出しのできない中高層住宅などには個別に収集して下さい。また、希望者には見守り等の対応をしてください。

#### 文教委員会審査分

- 10. 就学援助制度は、認定基準を拡充してください。
- 11. 学校給食費の無償化は、早急に全学年で恒常的にしてください。
- 12. 堺市が責任を持ってのびのびルームなど放課後事業の運営を指導・管理し、指導員の待遇改善をしてください。

受理年月日 令和7年11月12日

## 行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子  
大野 ますみ  
滝口 和美  
杉戸 愛子

### 陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

夢洲の大坂・関西万博では運営費収支は黒字との報道がありましたが、国負担の警備費や巨額の会場建設費が含まれておらず、撤去費用などあわせればさらに膨大な税金が使われ、府民の負担になるのではと危惧しています。現在工事が勧められている夢洲のカジノ建設より、多発する災害への対策や被災地支援に、国も大阪府・市も力を入れるべきではないでしょうか。

国際情勢がかつてない緊張状態にあると称して、国は巨額の防衛予算を計上しようとしています。堺市は国に対して、憲法を守り、外交力で日本政府の役割を果たし、平和に貢献するよう求めるとともに、市民の命とくらしを守るための予算の増額を要望して下さい。

堺市として「自治体と市民の繋がりの強化」「安全・安心の町づくり」「福祉・教育の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、十分議論を尽くされ、暮らし優先の街づくりの実現のためここに陳情いたします。

### <陳情事項>

#### 議会運営委員会審査分

- 「議会だより」の別刷りの折込みを強く求めます。

## 総務財政委員会審査分

2. 広報さかいの更なる紙面の充実を要望します。また宅配業者の配布がスムーズに行われるようにして下さい。
3. 本庁舎等市民が利用する場所（通路、トイレ、エレベーター等）は利用しやすいように明るくしてください。安全・安心に使用出来るようにバリアフリー化を進めてください。
4. 国はさらに莫大な軍事費を予算化しています。税金を軍事費に使うより、国民の暮らしを守り支援するために使うよう、堺市として国に要望してください。
5. 次回行われる選挙では、それぞれの区で、区役所以外でも期日前投票所を設置してください。

## 市民人権委員会審査分

6. 災害避難所の環境の改善を早急にすすめてください。特に指定避難所となる学校体育館のガスヒートポンプエアコンの設置は5年計画ですが、近年の異常気象をかんがみて早急に行ってください。
7. 市民にとって健康で文化的な生活を営むために、活動に参加できる身近な施設があることは、大切です。「コクリコさかい」のような安価で利用しやすい公的施設の拡充に取り組んでください。
8. 「選択的夫婦別姓制度」の法整備に向けて、議論が停滞しないよう堺市として国に向けて要望してください。
9. 非核宣言都市として、市民や学校園での平和の取り組みを広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。
10. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が95か国、批准が74か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう堺市として国に要望してください。

## 健康福祉委員会審査分

11. 帯状疱疹、肺炎球菌ワクチンについて、公費の対象年齢を60歳からに引き下げと、2回目以降も公費補助を実施して下さい。後期高齢者は無料で予防接種が受けられるようにしてください。
12. 日本一高い国民健康保険料はくらしを圧迫しています。国民健康保険料は社会保障であり、自治体独自減免は府下統一後も法的に可能です。堺市独自で負担軽減となるような施策を講じてください。
13. 加齢性難聴は認知症のリスクを高める事が明らかになっています。補聴器助成事業は全国475市町村へと広がっています。堺市でも要望の多い補聴器購入助成制度を導入してください

い。

14. 介護保険料は、改定のたびに上がり、市民にとって保険料負担が重くなっています。介護保険料を引き下げて下さい。
15. 2024年3月11日現在、堺市の特別養護老人ホームでは約5,000人の入居待機者が発生している状態です。公的な取り組みとして、施設を増やし、整備とともに充実した老後生活が過ごせるようにしてください。介護職員の処遇改善にも堺市として取り組んでください。
16. 医療・介護・保育の現場で働くケア労働者の処遇改善のため、市としての支援策を拡充してください。
17. 生活困難を抱えた単身女性が身近な場所でアクセスしやすいように、各区にも「ステップ堺」のような相談窓口を開設してください。
18. 就学前の子どもたちを預ける施設では保育士不足で受け入れが出来ない状況があります。保育士の処遇改善と運営補助金の予算を増やし、保育士が継続して働くように堺市として就職祝金などの独自支援も復活させてください。
19. 子どもたちが、気候に左右されず、無料で利用出来る室内の遊び場や居場所となる施設を子育て支援としてもっと作ってください。

#### 建設委員会審査分

20. 堺市の都市計画の推進にあたっては事業者本位の開発ではなく、より広く市民との丁寧な説明と意見交換を行ってください。拠点整備にあたっては、取り残された住民や地域格差が生じることのないように丁寧に進めてください。
21. 「住まいは人権」という言葉があります。所得の低い単身者や子育て世帯のために、安価で良質な市営住宅を作ってください。公共の立場で住宅施策を講じてください。
22. SMI都心ラインについて市民は必要性を感じていません。ストップしてください。
23. バスの減便が続き、地域の利用者が困難を極めています。事業者と堺市が連携し、公共交通を充実させてください、運行費用の補助などをし、街づくりの一環としても対策をしてください。堺市全域の実態を十分踏まえ、検討するよう強く求めます。
24. 歩行者、自転車、自動車がそれぞれ安心安全に通行できるよう道路環境の整備を進めてください。市独自の自転車用ヘルメット購入補助制度を作ってください。

#### 文教委員会審査分

25. 年々不登校の児童生徒が増え、令和5年では2,000人を超えています。堺市には教育支援教室が4カ所しかありません。そのため通えない子どもや、送迎のために離職した保護者もいます。子どもたちは居場所を探しています。保護者も不安な思いで過ごしています。せめて各中

学校区に子どもたちの居場所を確保してください。

26. 教師の働き方改革が進まず、休職する教師が多く、講師も不足している状況です。堺市独自で採用計画を立て、30人以下の少人数学級実現にむけ早急に正規の教職員を増やして下さい。
27. 小学校・中学校の給食費を全ての学年で恒久的に無償化してください。早急に予算化をして質を落とさず充実した安心安全な給食にしてください。
28. 放課後児童対策事業はプロポーザル方式となり、その結果保護者の声がなかなか届かない状態になっています。指導員の処遇についても、きちんと保障されるようにしてください。過密状態が改善されず、子どもたちの環境悪化を放置している市の責任は重大です。早急に解決してください。
29. 学校図書館は授業での調べ学習や読書活動の推進に欠かせません。学校司書を毎日配置出来るよう予算を増やしてください。
30. 学校現場での包括的性教育の取り組みを拡充してください。
31. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けないでください。
32. 令和7年度の子ども向け「防衛白書」は抑止力として戦争準備を日本で進める内容で、子どもたちの教育にふさわしくありません。堺市では学校や図書館で取り扱わないよう要望します。

受理年月日 令和7年11月10日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市中区

堺市内民商連絡会

代表 福 山 征四郎

石 田 裕 樹

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手である中小零細業者への支援を求める陳情書

### 陳情の内容

私たち民商は、小規模業者こそが地域に根ざし、雇用・経済・文化・町並みに貢献する存在であると考えています。その発展のために、堺市が積極的に育成・支援すべきとの立場から活動する商工団体です。地元の小規模業者への施策は、個々の事業者を支援するだけでなく、「堺市基本計画2025」や「堺市都市計画マスタープラン」に掲げられた産業創造、地域雇用、街づくり、地産地消によるエコロジーの推進といった諸課題の解決に資するものです。また、社会的に不安定な業者を守ることは、地域社会の安定基盤の構築にもつながります。

以上を踏まえ、以下の事項について陳情いたします。

### <陳情事項>

#### 総務財政委員会審査分

##### 1. 個人番号制度の強制運用を是正してください

個人番号制度に対する反対意見や未作成者が多く存在する中、申請書類での記入強制や未記載書類の不受理などの不当な取り扱いを行わないでください。

##### 2. 憲法理解の促進と職員教育の実施をしてください

記載の施策を実現するためには、堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理念を深く理解し、市政や業務に活かすことが不可欠です。憲法に基づいた行政運営を推進するため、職

員教育を体系的に実施してください。

### 3. インボイス制度の廃止を求めてください

「2025年1万人のインボイス実態調査」によると、97.3%が制度に反対し、90.8%が消費税負担を痛感、64.9%が将来への不安を抱え、廃業の危機に直面しています。堺市の事業者も同様の困難を抱えており、インボイス制度は地域経済を著しく損なっています。全国では約400の自治体が反対・廃止の意見書を提出しており、堺市としても廃止を求めてください。

### 4. 公契約条例の制定と登録制度の整備をしてください

市発注の建設工事や物品調達等において「公契約の適正化」を図るため、「公契約条例」を制定してください。有資格者名簿とそれ以外の事業者名簿の登録基準を公開し、「小規模事業希望者登録制度」を設け、許認可の有無を問わず堺市業者が登録できるようにしてください。

### 5. 滞納者への適切な対応と差押えの是正をしてください

滞納相談において不適切な対応があった場合は、担当課・担当者への厳重注意と謝罪を行い、再発防止に努めてください。生活費相当の預金残高の差押えがあった場合、前橋市による預金差押処分取消等請求事件で違法判決とされており、速やかに解除・返金してください。

### 6. 所得税法第56条の改正を国に求めてください

白色申告書の事業専従者給与が認められない所得税法第56条は、経済的自立性を侵害する人権問題です。国連女性差別撤廃委員会も改正を勧告し、全国572自治体が廃止を求める決議を上げています。堺市としても「人権擁護都市宣言」に則り、市として国に改正を訴えてください。

## 市民人権委員会審査分

### 7. 登録名簿の一般公開と災害対応への活用をしてください

「堺市基本計画2025」の「防災・減災力の向上」に基づき、地元業者の迅速な対応力を活かすため、登録名簿を市民に公開してください。広島県などの事例を参考に、災害時や「堺市都市計画マスターplan」の「質の高い」住宅整備において市民が活用できる体制を整えてください。

## 健康福祉委員会審査分

### 8. 国民健康保険料の負担軽減をしてください

全国で最も負担が重い大阪府統一国民健康保険料について、黒字の財政剩余金や堺市健康保険料収納対策基金からの繰入、法定外繰入を行い、被保険者の負担を軽減してください。

直接の保険料軽減が難しい場合は、能勢町で実施されている給付金などで負担軽減をしてください。応能負担の原則に基づき、均等割・平等割分については、せめて児童の分は加西市や津久見市のように、免除してください。

9. 傷病手当金・出産手当金を常設してください

社会保険加入者との格差を是正するため、国保加入者にも八幡市のような傷病手当金や、出産一時金以外の休業日数に即した出産手当金を常設してください。

10. 国保料の減免制度を拡充してください

経済的困窮者に対して、府内統一基準以上の減免制度を拡充し、「コロナ特例減免」並の制度を創設してください。

11. 国保料の遡及減免と返金対応をしてください

申請時から遡って当年分の国保料減免を行い、減免制度を知らずに納付した困窮者には相当分の返金を即時に行ってください。申請手続きは簡易化し、不要な書類提出を求めないようにしてください。

12. 滞納者への生活支援を実施してください

滞納状態は生活困窮の可能性が高いため、「堺市基本計画2025」の「暮らしを支えるセーフティネットの構築」に基づき、生活状況を確認し支援を行ってください。

13. マイナ保険証の強制に反対してください

紙の保険証の廃止やマイナ保険証の強制は、医療現揚や市民生活に混乱を招いています。資格確認書の有効期限以降も、紙の保険証や資格確認書のみで医療を受けられるようにしてください。

## 産業環境委員会審査分

14. 断熱工事助成の重点的な実施をしてください

「堺市基本計画2025」および「堺市都市計画マスタープラン」に掲げられたゼロカーボンシティの推進、省エネ空間形成の実現に向けて、断熱工事の助成制度を重点的に実施してください。

15. 小規模事業者の育成援助と条例制定をしてください

家族経営の環境改善と事業承継を促進するため、国や府と連携し、ものづくり補助金、商店リフォーム助成、堺市独自の無担保・無保証融資制度、利子補給などの具体的施策を実施してください。これらを運用しやすくするため、中小零細業者の保護・育成を理念とする「地域経済振興条例」を制定してください。

16. 中小零細業者の悉皆調査を実施してください

有効な産業振興政策の策定と事業実態の把握のため、「地域産業経営動向調査」に加え、

中小零細業者の悉皆調査を実施してください。堺市には一万社以上の事業所が存在するため、最低でも五千社以上の調査を行い、商工会議所だけでなく広範な商工団体と連携してください。

#### 建設委員会審査分

##### 17. 住宅リフォーム助成制度を創設してください

「堺市都市計画マスタープラン」の「市街地・住環境整備の方針」に基づき、住宅リフォーム助成制度を創設してください。制度は誰もが利用しやすいよう手続きを簡素化し、地元業者による施工を条件として地域経済の活性化につなげてください。

#### 文教委員会審査分

##### 18. 就学援助金の認定基準を改善してください

堺市の現行認定基準は近隣都市よりも厳しく、憲法の「義務教育無償」の理念に反しています。「堺市基本計画2025」の「子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されない」理念に基づき、認定基準を近隣都市並みに改善してください。

受理年月日 令和7年11月12日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

代表 伊 藤 厚 子

### 市民人権委員会審査分

#### 1. 避難所となる市立学校体育館への空調設置を急いで下さい。

前回の陳情書の回答（2025.4.1）には「令和7年度以降に市立学校体育館への空調設置を順次行う予定です」とありました。

今年の6月から10月までの気温から考えると、来年も同様の高温が予想されます。また、昨今の各地の多様な災害の実態を見ると、「順次行う」という事では間に合わない事態が充分想定されます。順次という事ではなく、予算を付けて、短期間に市立学校体育館の空調設置ができるようにして下さい。

#### 2. 災害時においても、男女共同参画の視点が必要です。過去、ほとんど「男性視点」の災害対応でした。災害時、指導的立場にあるのは男性、避難所の運営も男性リーダーです。災害時に女性の視点が入る事はほとんどありませんでした。それによって起こることは、女性の性被害、女性トイレの不足、間仕切りのない避難所、性的役割分担による調理・清掃など雑事への女性負担も増大・・・数えあげれば無数にあります。

南海トラフ地震が予想されている中、早急に災害時の指導的立場の女性を育成して下さい。各地域で働きかけて、女性の「防災士」を地域で50%にして下さい。

地域での講習を幅広く呼び掛けてください。

#### 3. 日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は、148カ国中118位です。（2025）先進7カ国（G7）の中では、ずっと最下位を継続しています。

「堺市基本計画2025」によれば、「ジェンダーの視点を持ってすべての施策に取り組むことの必要性を明記しており、市が率先して施策を推進し、すべての人が自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。」とあります。残念ながら、地域では施策の進展が実感できません。自治会などにおいても「決めるのは男性」「従うのは女性」の構図が変化し

ていません。「ジェンダー平等の視点」で、積極的に地域の「女性リーダー」を育成・登用する施策を実現して下さい。

4. 堺市の重点戦略【女性が活躍できる社会の実現】にあるように、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて取り組んで下さい。女性がライフィベントとキャリア形成を両立できるよう、女性が活躍できる環境を整えて下さい。行政職での非正規雇用の割合を減らしてください。労働時間の厳守、男性にも家庭責任が果たせる労働時間の保障が必要です。
5. 平等に視点を取り入れるためには、会議やプロジェクト、PTA、会合の幹事、登壇者や執筆者の男女比率など、身近なところから男女の参加率を50%ずつにする必要があります。現実には実現されていません。人口の50%を占める女性の声が反映されなければ「ジェンダー視点」の堺市は実現できないのではないでしょか。根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っています。市主催の催しなどから意識的に取り入れる事などから実現して下さい。
6. 内閣府の第6次男女共同参画基本計画（素案）でも、「指導的地位に30%の女性を」と目標があります。地域のあらゆる団体においても、「対等に参画」できるようにしてください。「決定する場」にこそ、女性リーダーの配置が必要です。

#### 文教委員会審査分

7. 小学校・支援学校の3年～6年生及び中学校の給食費を早急に無償にして下さい。また、給食費の無償化を市として国に要望して下さい。
8. 給食で地場産の安全な食材（「泉州さかい育ち（大阪府認証エコ農産物）など」）の使用量を増やしてください。
9. 米飯給食を増やしてください。
10. 給食のパンに国産小麦を使用して下さい。
11. 食育をさらにすすめるために栄養教諭を増やしてください。  
＊肥満や偏食、アレルギーを持つ児童・生徒は増加しています。また、今年6月から始まった中学校給食ですが、給食センターでの調理のため栄養教諭の配置は国の基準では極端に少なく子どもたちへの食の指導が考えられていません。栄養教諭を各校に一人配置をして下さい。

受理年月日 令和7年11月11日

## 障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺・障害者（児）の生活の場を考える会

会長 大澤 三耶子

中 村 康 子

障害者が安心して暮らせるための施策の拡充を求める陳情書

### 陳情の内容

日頃より障害者の暮らしの場の拡充に向けてご尽力いただきいていますことに感謝申し上げます。

さて、これまでも当会から幾度も貴市議会に陳情させていただきましたが、障害者の暮らしの場の整備は喫緊の課題となっています。特に強度行動障害のある障害者は支援の専門性が求められ、受け入れてもらえるグループホームも限られています。家族は近隣に気を使いながら疲労困憊で在宅介護をしており、ロングショートになるケースも少なくありません。高齢化の問題と合わせて、喫緊の課題となっています。

暮らしの場を支える職員の不足も深刻な事態となっています。グループホームができても支援をする職員がいなければ安心して託せませんし、人手不足のため入居を断らざるを得ないグループホームもあると聞きます。職員の確保も喫緊の課題となっています。

また、今すぐにグループホームや入所施設を希望しないが、将来的には考えているという家族も少なくないと思います。堺市でも昨年、入所施設の待機者調査が行われましたが、グループホームについては行われておらず、将来的に暮らしの場を希望しているという潜在的なニーズも十分に把握できていないのではないでしょうか。潜在的なニーズの把握は、長期の施設整備の計画を立てる際には重要な根拠になると思います。

以上のような状況から、障害者の暮らしの場の一刻も早い整備をお願いしたく、以下の陳情をさせていただきます。

### <陳情事項>

1. 今年の4月に開所した「青空野遠ホーム」のような強度行動障害などにも重点的に対応でき

るグループホームの促進を堺市としても積極的に進めてください。また、事業所に対してのインセンティブとなるような補助制度を堺市としてつくってください。

2. 堺市の障害支援区分の認定調査において「将来も見通した生活の場として、どこを望むのか」の項目を堺市として独自に加えてください。そして、毎回の調査時に聞き取ってください。そうすることで入所施設やグループホームの潜在的なニーズも把握できるのではないかでしょうか。
3. 堺市におかれましては人材確保のための就職フェアや定着のための研修実施など、ご尽力いただいておりますが、それでも特に泊まり勤務の伴う暮らしの場の人材不足は深刻な状況が続いている。たとえグループホームに入居できたとしても、安心して託せる職員がいなければ家族の不安は解消できません。現状の施策に加えてどのような手立てを講じれば、職員の確保と定着が図られるのか堺市としての見解と対策をお聞かせください。合わせて、よりいっそうの支援策をお願いします。

受理年月日 令和7年11月4日

## HPV 等ワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

### HPV ワクチンの情報提供について

#### 陳情の内容

全てのワクチンは任意です。副反応の多いワクチンは特にリスクなどの情報を市民に分かりやすく周知してください。よろしくお願ひ致します。

#### <陳情事項>

1. HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）は、小学校6年生～高校1年生の女の子が接種対象となっています。最近では、男の子にも接種をすすめています。

HPVワクチンは、2009年から日本国内で使用され、2013年4月に定期接種化されました。定期接種された直後に、多数の副反応被害が報告されたため、たった2ヶ月で積極的勧奨は中止になりました。

多数の副反応被害が報告されているのに、国も製薬会社も被害者への救済を行わなかったため、2016年、被害者約120人が国と製薬会社を提訴し、全国4ヶ所（東京・名古屋・大阪・福岡）の地方裁判所で9年経った今も裁判が続いています。

現在、裁判中にも関わらず、2022年4月にHPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨が再開となり、キャッチアップキャンペーンまで行われました。

2022年4月からHPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨が再開されてから、新たな副反応被害が報告されています。

接種勧奨再開後、HPVワクチン接種後の症状に対応するために国が指定した協力医療機関を新規に受診する患者が全国で急増していることが厚労省研究班の調査で分かっており、2022年4月の積極的勧奨再開後の3年2ヶ月間で新規受診者数は計662人に上っており、患者数は現在も増え続けています。

2025年10月に厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）により報告された2025年6月30日までの重篤副反応報告件数は、製造販売業者報告1,746件、医療機関報告が898件、あわせて2,644件となります。

市のホームページに掲載されている重篤者件数は、医療機関だけの数字になっています。

重篤件数は、製造業者からの報告は原則すべて重篤なので、製造販売業者報告数と医療機関からの報告の内、重篤件数を足し算しなければいけません。

現在、ホームページに掲載されている表では、重篤者は、医療機関からの報告件数だけだと誤解を招きかねません。

ホームページ内の全国の副反応報告件数を正しい件数、尚かつ、分かりやすく表示してください。

現在の堺市の副反応疑い報告 2件

救済制度申請件数 3件

2. ホームページに掲載している動画の内容がHPVワクチン接種推進に偏りすぎており、ワクチンのリスクなどの説明が全くありません。

HPVワクチンには、

- ① 知覚に関する症状（頭や腰、関節などの痛み、感覚が鈍い、しびれる、光に対する過敏など）
  - ② 運動に関する症状（脱力、歩行困難、不随意運動など）
  - ③ 自律神経などに関する症状（倦怠感、めまい、嘔気、睡眠障害、集中力の低下など）
  - ④ 認知機能に関する症状（記憶障害、学習意欲の低下、計算障害、集中力の低下など）
- など、多様な症状が一人の人に重なって現われるという深刻な副反応が生じています。

動画の中では、HPVワクチン接種後の副反応症状は、緊張や不安、ストレスが高くなり生じた機能的身体症状（つまり心因性）であると解説してあるだけである。

HPVワクチン接種後の副反応患者を診察した医師ら医療機関や研究者らが研究した結果、いずれの研究グループの結果、HPVワクチンの副反応患者では広範囲に脳血流の低下、特に視床、脳室周囲、大脳辺縁系における血流の低下共通して認められ、SPECT検査の血流低下所見と高次脳機能障害に一定の相関関係も認められました。

また、自己抗体の検査を実施した結果や、HPVワクチンの副反応患者を多数診療している研究者の報告の他に、全国の医療機関からも症状とその発現経過、免疫学的治療の結果などについても報告されており、これら報告の内容は、HPVワクチンの副反応が免疫介在性の神経障害であることを示す結果が得られています。

HPVワクチンシルガード9の添付文書の重要な基本的注意8.5に

「発生機序は不明であるが、ワクチン接種後に、注射部位に限局しない激しい疼痛（筋肉

痛、関節痛、皮膚の痛み等）、しびれ、脱力等があらわれ、長期間症状が持続する例が報告されているため、異常が認められた場合には、神経学的・免疫学的な鑑別診断を含めた適切な診療が可能な医療機関を受診させるなどの対応を行うこと。」と書いてあります。

現在、副反応被害者117名が国と製薬会社を提訴しており、国と製薬会社は、原告ら117名の症状はワクチンの副反応ではなく、ストレスなどによる心因性のものだと主張していますが、果たしてどうなのでしょうか。

国は、ワクチンは安全だとして、積極的勧奨を再開しましたが、裁判の判決が出るのは2027年の4月です。

堺市のホームページに掲載されている動画には、リスクについては一切触れていません。

- ・HPVワクチンの重篤な副反応が、他の13種類の子どもの定期接種のワクチンに比べて6倍も多い
- ・厚労省のリーフレットにも載っているが接種者1万人あたり2~5人の重篤な副反応被害が出ている
- ・HPVワクチン接種勧奨再開後の3年2ヶ月で協力医療機関を受診する患者が662人に上っている

など、厚労省がリーフレットに掲載、報告されている数値にさえ触れていません。

また、シルガード9の添付文書にかかれている、

## 5. 効能又は効果に関する注意

5.1 HPV6、11、16、18、31、33、45、52及び58型以外のHPV感染に起因する子宮頸癌（扁平上皮癌及び腺癌）、肛門癌（扁平上皮癌）又はそれらの前駆病変等の予防効果は確認されていない。

5.2 扁平上皮癌以外の肛門癌に対する予防効果は確認されていない。

5.3 接種時に感染が成立しているHPVの排除及び既に生じているHPV関連の病変の進行予防効果に期待できない。

5.4 本剤の接種は定期的な子宮頸癌検診の受診やHPVへの曝露性感染症に対し注意することが重要である。

5.5 本剤の予防効果の持続期間は確立していない。

などは、接種をするかどうかを決める上で、知っておきたい情報である。HPVワクチン接種推進に偏りすぎる動画は削除して下さい。削除することができないのであれば動画で触れられていない副反応に関する情報に接することができるよう対応して下さい。定期接種といえど、ワクチン接種は任意です。打つか、打たないかを判断するため、公平に情報提供を行ってください。

## 3. 新型コロナワクチンの健康被害救済制度に申請するための文書料の支援をお願い致します。

文書料の支援ができない場合、文書料が負担となり申請ができない市民の方は、どうすればいいのでしょうか?

市民への対応策を教えてください。

受理年月日 令和7年11月12日

## 加齢性難聴者への支援について

陳 情 者 堺市中区

森 本 尚 生

加齢性難聴者の補聴器購入に対して堺市は公的補助の制度を創設してください。

### 陳情の内容

私は10年前左耳が突発性難聴になり治療を続けてきました。

この間右耳だけの生活も加齢とともに悪くなり日常の生活に支障きたし対人関係など日々悪くなるとともに精神的に負担がかかっています。このまま放置すれば脳の機能の低下から認知症の原因になるともいわれています。

現在補聴器の普及率の低さは、補聴器価格が高額で、保険適用がなく、全額自己負担が原因です。高度・重度難聴の場合は、1割負担などの公的補助が確立されていますが、対象者はわずかで、多くが自費購入です。特に低所得者への対策を求めます。

大阪府下では13の自治体が独自の補助制度を確立しています。高齢者が健康で暮らしていくために是非とも実現してください。

受理年月日 令和7年11月12日



## 行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市東区

動物愛護団体いちょう

山崎知子

### 陳情の内容

猫（動物）の保護施設を含む多目的施設（ペットの斎場等）・ペットと共に暮らせる動物愛護者専用の市営賃貸マンション・介護が必要となり施設入居が必要となった動物愛護者専用の介護施設の設置を要望します。

前回のご回答では現状の人間と動物の関わり合いが全ての人にとって良い形で変化していくとは思えませんので、再度、陳情致します。

以下の施設を要望致します。

全ての事について、会社として、もしくは個人的にやって欲しいとよく行政から言われますが、実際には地域猫活動一つとっても非常に多大な資金がかかり現実的な申し出とは思えません。丸投げにせず、是非、行政で取り組み、監督して頂きたいと思います。地域猫活動は個人的にすると猫嫌いの地域住民とトラブルになる事が必至で、誰も仲立ちしてくれず、警察を呼んで仲裁をお願いしても、猫嫌いの警官がくると、猫嫌いの人の言い分を受け入れ、猫には餌をやるな、自分で大きな庭付きの家を購入してそこで猫を飼え、周りの住民に迷惑をかけているのだからお前が引っ越しをしろ、と言われてしまいます。

私は自分の面倒を見ている猫には避妊去勢手術を施し、足りているとは思いませんが見当たれば糞の始末をし、なるべく迷惑をかけないよう猫のご飯の始末を心がけていますが、それでも住民とトラブルになります。

地域猫活動していますと説明しても激昂されるばかりです。

大きな保護団体など、行政の助けは要らない、避妊去勢も自分達で行い、文句を言ってくる人は冷静に落ち着いて話し合えば分かってくれると話している団体がありますが、警察ですらこの様な対応をする警官がいる事からも個人的に活動するというのは非常に難しいです。

避妊去勢しても猫をリリースすれば、猫は死ぬまでずっとその場所に居続け、猫が好きな人と嫌

いの人は猫が死ぬまでトラブルになる事が多いです。

和解をする為には猫をその場から移動させるしかありません。

今のように中途半端な地域猫活動ではなく、避妊去勢がきちんと進められるよう、確実に猫が減っていきますよう、猫の居場所を作り、施設を設ける事を要望します。

どうかご検討宜しくお願ひ致します。

## <陳情事項>

### 健康福祉委員会審査分

#### 1. 動物（猫）の保護施設の設置

堺市では地域猫活動を推奨しているとの事ですが、そういった活動に関心のない方々への浸透はまだまだ浅く、特に猫嫌いの方は避妊去勢を施した猫であっても餌やりを嫌がります。又、公共施設や私有地、民間施設では猫への餌やりはルール上禁止されていると言われる所が多く、これが地域猫活動に大きく影響しており、その結果、猫を減少しにくくしています。このように地域猫活動を推奨して頂いても、まだまだ浸透するには時間がかかり、猫の避妊去勢の際には多めにみられても、猫への餌やりは非常に嫌がられる事が多く、自分たちの居住区域や公共施設や私有地、民間施設に猫の姿が見える事も嫌がられます。猫は猫嫌いと猫好きの人との間に挟まれて行き場を無くしています。又、猫嫌いの人と猫好きの人との間には常に衝突が発生しているというのが現状です。猫好きの人も外で餌やりしたい訳ではなく、家に連れて帰りたくとも、既に猫がいてこれ以上は引き取れない・ペット禁止の住居である・家族に猫アレルギーがある等々の理由から、外での餌やりをせざるを得ない状況です。猫好きの人も猫嫌いの人も猫が理由でトラブルが起きず気持ちよく生活できるよう、又、地域猫活動がこれまで以上に円滑に進み、猫が順調良く匹数を減らしていく事が出来るよう、動物（猫）の施設を要望します。尚、公共施設や私有地、民間施設の判断にまかせず、行政で一定のルールを打ち出し、TNR活動や子猫の保護活動だけではなく地域猫活動が確実に進むよう希望します。最後に先日、動物指導センターに用事で伺いましたが、建て増しの建物が増え、そこに新たに猫などを収容していると伺いました。行き場を失った猫たちを収容して頂けるのは大変にありがたい事だと思いましたが、まだまだ受け入れの場所が足りないと感じました。又、動物指導センターは堺市にいる動物の状況などを把握する場だと思っていましたので少し驚いてしまいました。南海トラフなどの大規模災害など起きれば、あの状況で更に対応して頂けるのかと非常に不安に思います。

#### 2. 動物専用の斎場の設置

現状、野良の動物が堺市に持ち込まれた場合、ゴミとともに埋め立てられると聞いていますので、その改善を求めています。動物は動物だけでお焼き上げをし、決められた場所に埋

葬して欲しいと要望します。

### 3. 堺市内の野猫の避妊去勢費用の負担

地域猫活動支援事業を実施しているとの事ですが、これが非常に使いにくいです。まず地域の理解を得る事となっていますが、猫嫌いの人は絶対に納得する事はなく、説明すら聞いて貰えないという状況が続きます。3人以上で活動とありますが、殆どの場合、1人で活動する為、申請が出来ません。又、ざっくり地域猫活動といいましても、保護団体におきましても、その活動の内容がまちまちで猫を餌付ける団体からTNRだけしますという団体、仔猫の里親募集だけしたい団体、大人猫も保護する団体、全てに携わろうとする団体など非常にその考え方方が多種に渡ります。ですので、動物指導センターに相談しても、解決策が見当たらないこともあります。まずは、どのような状況に対応して頂けるような避妊去勢費用の負担システムを要望します。避妊去勢の費用が用意出来ないと猫が増えてしまいます。更なる住民のトラブルとなります。又、猫への餌やりをしている人たちの中には地域猫活動の知識が中途半端である、分かっているがどうしたらいいのか分からない、といった人たちが見受けられます。そういう人達への支援も考えて欲しいと思います。

### 4. ペット可の老人ホームの設置

ペットと共に暮らせる施設を要望しております。ペット可、と書いたので分かりにくかったかと思いますが、安価に入居出来る施設で、動物嫌いの人と共に暮らす施設ではありません。現状、ペット不可の施設が大多数なので、ペットと共に暮らせる施設を要望します。最近、ペットと共に暮らせる施設は増えてきたようですが、まだまだその費用は高いです。

## 建設委員会審査分

### 5. ペット可の車いすでの生活可能な市営のマンションの設置

現在の住居はペット不可の住居があまりにも多すぎます。低所得者の為の住居ですとご回答でしたが、低所得者はペットを飼ってはいけないのでしょうか。実際に今、URの住居で起こっている事ですが、犬猫の飼育を内緒でしており、苦情となった為退去を余儀なくさせられる人が後をたちません。URではそもそも動物の飼育を禁止されているので、飼っている方が悪いとは思うのですが、退去の為、次の住居を探す際、堺市ではペット可の安価な住居が殆どありません。堺市でカバーして頂く事を要望します。お隣の韓国では90%近くのマンションで動物を飼う事が出来ると聞いています。行政で率先してペット可の住居を勧めていき、体が多少不自由になっても長く動物が飼えるよう配慮した住居を作りたいです。

受理年月日 令和7年11月12日



## 大屋根リングについて

陳 情 者 岸和田市

山 道 信 治

### 陳情の内容

2025年に開催される大阪・関西万博のシンボルである大屋根リング（以下、大屋根）は、万博終了後に解体されることが決まっています。この巨大な構造物は、そのユニークな形状と建設に用いられた木材の量から、解体には多大な費用と環境負荷がかかると予想されます。

そこで、私はこの大屋根を単に解体するのではなく、堺市への移設を強く要望いたします。万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するためにも、この貴重な建築物を未来へと継承することは、意義深いことだと考えます。

### 移設の理由

大屋根の堺市への移設を提案する理由は、主に以下の二点です。

#### 仁徳天皇陵の新たな観光資源として

世界遺産である仁徳天皇陵古墳は、その巨大さゆえ、地上からはその全貌を把握することが困難です。この課題を解決するため、仁徳天皇陵の周辺に大屋根を移設し、展望台として活用することを提案します。来場者は、大屋根の回廊から仁徳天皇陵の全景を一望できるようになり、その規模と莊厳さを肌で感じることができます。これにより、古墳の歴史的価値と魅力をより深く理解してもらい、新たな視点からの観光振興に繋がります。

#### 環境と経済への貢献

大屋根の解体費用は、数億円から数十億円にのぼると試算されています。これを移設費用に充てることで、新たな展望施設を建設するよりも経済的であり、万博のレガシーを後世に残すことができます。また、解体に伴う廃棄物の削減は、環境保護にも貢献し、持続可能な社会の実現に繋がります。

#### 移設後の活用案

移設された大屋根は、展望台としての活用に加えて、様々なイベントや文化活動の拠点とすることができます。

歴史教育の場：展望台から仁徳天皇陵を望み、古代日本の歴史を学ぶ野外学習の場として活用します。  
文化イベントの開催：大屋根の空間を利用して、コンサートや演劇、美術展などを開催し、堺市の文化芸術の振興に貢献します。

地域コミュニティの活性化：市民の憩いの場として、散歩や休憩に利用できる空間を提供します。

#### 結論

大阪・関西万博の大屋根リングを堺市に移設することは、仁徳天皇陵の新たな観光価値を創出し、環境保護と経済的合理性を両立させる、画期的な提案です。万博のレガシーを未来に継承するため、本件についてご検討いただけますよう、心よりお願い申し上げます。

受理年月日 令和7年9月19日

## 金岡公園プールについて

陳情者 堺市北区

住みよい堺市をつくる会北区地域連絡会

金谷栄二

小西恵美子 他 2,004 名

### 金岡公園プールの早期再整備について

#### 陳情の内容

金岡公園プールは設備の老朽化により再整備が必要となり、2023年夏をもってプール施設は閉鎖され、2025年の夏も金岡公園プールが利用できない状況のもと、一日も早い再開を要望する声が出されています。

また、プール再整備は金岡公園全体の再整備計画と一体的に行われるということですが、金岡公園プールの再整備事業計画は、いつ発表され、いつから工事が着手され、いつごろどのようなプールが新規に開放されるのかが、市民の重要な関心事になっています。

私たちは『金岡公園プールの早期再整備』という市民の要望を実現するために、以下の事項を陳情いたします。速やかな実現をよろしくお願ひいたします。

#### <陳情事項>

1. プール再整備は市民・住民の意見や要望を十分聞いた上で行ってください。
2. 金岡公園再整備工事を進めるにあたり、プール再整備工事を先行してください。
3. これまで通り幼児から小中学生まで、家族連れで楽しめる遊泳施設とともに、50mプールや飛び込み用プールなど、競技用施設を整備してください。
4. プールをはじめ金岡公園内の施設は営利目的とはせず、市民が安価で安全で気軽に利用できるような運営をしてください。
5. プールをはじめ金岡公園内の施設は、バリアフリーで身体に障がいを持つ人たちも安全に利用できる施設として整備をしてください。

受理年月日 令和7年11月10日

## 公共交通について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会

代表 青野 敬次

### 陳情の内容

堺市におかれましては、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。高齢化がすすむ南区は「おでかけ応援バス制度」で大変助かっています。

2018年6月議会に提出して以降、私たちは市民に堺市、南海バスの回答を伝え要求運動を続けてきて今年で8年目を迎えました。当初、堺市は「今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組みます」との回答でしたが、私たちの願いは今だ実現していません。8年間に市民から寄せられた署名は4,000筆を越えています。

この11月に泉ヶ丘に近大病院も開院し人の流れも大きく変化してきています。近大病院に通院する皆さんからも是非この要望を実現して欲しいという強い声も聞いています。また、従来から「鳳方面の病院に行くのに乗り換えが多く、不便や」とかJR利用者からも「早く実現して欲しい」など実現が待たれています。

私たちは、議会ごとに堺市への陳情、意見陳述を行ってきました。建設委員会では「バス路線新設の要望は強いものがある。事業者の考えもあるが、行政の役割は、不採算であっても住民の移動する権利を保障していく立場で対応することが大事だ」「行政が利用者の声を聴いて企業ベースではなく行政の関与が重要だ。堺市は企業努力を引き出し、行政も支援し市民が暮らしやすくしていくこと」との意見も出されました。

また、特に南区では高齢化も進み運転免許証の返納者が増えています。地域で健康に生きていくためには外出し、人との交流を深めていくことが大切です。日々の移動はバスしかありません。公共交通の充実（電車・バス）を求める声が多く寄せられているにもかかわらず、コロナ以降バスの減便があちらこちらで行われており、全国的にも公共交通が大きな問題となっています。

市民の移動が保障される移動権、生活権は「生きていく上で最も生活実態に密着した重要な権利」です。堺市は住民の暮らしを守る視点から南海にただ要望を伝えるだけでなく、行政として

の役割を果たして下さい。不採算であっても行政として市民の足を守るための予算を確保して下さい。

また、全国に誇れる堺市の「おでかけ応援バス制度は市民の宝」です。利用対象者を拡充して下さい。

私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力いただきますようお願いいたします。

#### <陳情事項>

1. 泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを子ども・障害者・妊婦・生活困窮者にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和7年11月12日

## 支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美（百舌鳥支援学校 PTA 会長）

### 宮園分校設置と今後の堺市立支援学校について

#### 陳情の内容

日頃より堺市の特別支援教育及び支援学校の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

宮園分校開校まで残すところ数ヶ月となりました。転籍の意向調査の結果は示されていませんが、前回の議会では「転籍は少数であり、方針を見直したことによって当初の転籍見込み数とは乖離している」と答弁がありました。そもそも計画が杜撰で、百舌鳥・上神谷支援の過密・狭隘は解消されず、今後の見通しも示されていない現状に強い不満と不安を覚えます。これまでの堺市・教育委員会のその場しのぎの対応で苦しむのは子どもたちであり、適正な教育環境で学校生活を送れるのは一体いつになるのでしょうか。

宮園分校・宮園小学校で子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、また障がいのある子どもたちが将来にわたり堺市で適切な支援教育を受けることができるよう以下の9点について陳情します。

#### ＜陳情事項＞

##### 1. 宮園分校について

(1) 毎回の議会答弁で「宮園分校転籍は令和8年度に限定することが望ましい」と答弁されていますが、そもそも令和6年夏に転籍を希望選択制に変更した時点で、百舌鳥支援学校本校・上神谷支援学校にも向こう8年は大阪府立西浦支援学校高等部の進学対象となる児童生徒は在籍することになります。「西浦支援学校高等部の校区割りを配慮して宮園分校の校区割りを設定した」と当初から市教委は説明されていて、先述したような状況がある中でどうして途中転籍を認められないのでしょうか。その理由を改めて説明してください。

(2) 大阪府立支援学校や上神谷支援学校開校の際には年明け早々に管理職の先生と新設校の中

心となる先生方には支援学校兼務の人事が発令されていたと聞きましたが、宮園分校開校もそのような予定かお示しください。既存の学校のような3月末の人事発令では先生方は開校・準備作業と同時並行で子どもたちの受け入れ準備を行わなければならず、入学式までに時間がないと思われますので、早めに人事発令する等の配慮をお願いいたします。また、開校直後は様々な混乱が予想されます。従来から陳情していた特別支援教育コーディネーターや安全管理員の配置はもちろんのこと、人事面や予算面において必ず配慮すると約束してください。

- (3) 令和7年9月文教委員会では支援教育課参事から宮園分校への入学者・転学者数の数はまだ示せないが、少数であるという答弁がありました。転籍の意向調査はすでに終了していますし、就学相談もある程度目処が立ってきている頃だと思います。令和8年度の宮園分校に入学する児童生徒数の具体的な人数をお示しください。
- (4) 宮園分校周辺道路の安全確保についても教育委員会事務局内（支援教育課・学務課・学校施設課）だけではなく、地域整備事務所等関係機関との調整をしていただいていると前回の陳情書に対してご答弁をいただきました。その後の進捗はどうなっているのでしょうか。その状況をお示しいただき、宮園分校HPにも整備状況について掲載してください。
- (5) 宮園分校開校まで数か月ですが、宮園小に通うお子さんや保護者の方に障がいがある子の特性などを伝えてくださっていますか。支援学校と併設になり、障がいがある子と同じ敷地内で過ごす小学校側の準備、保護者の方への啓発、子どもたちへの障がい理解教育の進捗を教えてください。

## 2. 堺市立支援学校の今後の見通しについて

- (1) 宮園分校開校以降の百舌鳥支援学校（宮園分校含む）・上神谷支援学校の児童生徒数の推計を早急に示してください。また支援学校の狭隘化改善プランを引き続き検討してください。前回の支援教育課参事の答弁からも宮園分校が開校しても両支援学校の児童生徒数は微減にしかならないのではないかと保護者も予想しています。また前回にもお伝えしている通り、小学部1年生のクラスがこれまで学校の努力で5人クラスを守ってきたことが今年度は守れなくなっています。学級の人数の圧縮が次年度も続くとなると、この状況が3年目になります。狭隘化による教育環境の悪化に子どもたちはいつまで我慢を強いられるのでしょうか。市教委は今後本当に支援学校の児童生徒数は減ると確信を持って言えるのでしょうか。大阪府や他の都道府県を見ても支援学校在籍者数は増加する推計がされています。「誰一人取り残されない教育」「特別支援教育の推進」「インクルーシブ教育システムの構築」「多様な学びの場」という言葉でごまかさずに支援学校狭隘化改善プランを示してください。
- (2) 5月にもお伝えした人事異動基準についてですが、今年度より異動年限が初任者は3年、2校目以降は6年に変わったと聞き、支援学校の先生方は異動が多く、3年ぐらいで入れ替わる

ことが多いように感じます。毎年新しい先生方も入ってこられ、支援学校の専門性の確保は大丈夫なのかと心配になります。市立支援学校の学校教育アンケートは地域の学校に比べて満足度の高い数値を維持しています。異動基準の改悪により支援学校の教育力が低下することがないよう異動基準の一律の適用ではなく、支援学校については特段の配慮をお願いします。

(3) たびたびお伝えしていますが、小中学校の支援学級担当者の専門性は向上しているでしょうか。地域の小中学校で過ごしたいと願っていても、先生方の力量不足で地域での進学が難しく支援学校に入学するケースがたくさんあると思います。支援学校を適正規模にする観点からも、支援学級の専門性の向上及び管理職の啓発にさらに努めてください。

### 3. 次期堺市教育振興計画について

(1) 支援学校の狭隘化対策を次期堺市教育振興計画で示してください。「誰一人取り残されない教育」でまとめずに、具体的な数値目標を設定して示してください。

受理年月日 令和7年11月11日



## 放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 田中剣太

事務局長 松谷有紀

### 陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は学童保育に子どもを預ける保護者と指導員が『子どもたちに豊かな放課後の時間を過ごしてもらいたい』と集まり、活動しています。

全国的に学童保育のニーズは年々増加しており、現在は堺市においても1万人を超える児童が学童保育を利用しています。しかし利用児童数が増え続けるなかで、200名や300名を超える超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行なわれず、長年にわたり課題を抱えたままの状況です。

子どもたちにとってかけがえのない放課後を安全に、楽しく過ごせるよう、また働く保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、以下の項目を陳情いたします。

誠意あるご回答をよろしくお願ひいたします。

### ＜陳情事項＞

#### 1. 事業者選定について

10月31日付けで公表された『堺市放課後児童対策等事業管理運営業務に係る総合評価一般競争入札』について次の内容を陳情いたします。

- (1) 繼続性や安定性が重要とされる放課後施策において、これまで3~5年としていた履行期間を2年とした理由について説明してください。
- (2) 落札者決定基準の総合評価点について、100点満点を200点満点にした理由について説明してください。

- (3) 價格点において、2022年の入札結果では、入札額が一番低いところが全て満点となっていました。安定した運営に必要なのは指導員の人員配置と十分な保育施設であり、そのためにもまずはしっかりととした運営費が必要です。今回、価格点が50点満点から100点満点になったことにより、価格点が及ぼす影響が更に大きくなることが予想されます。入札額が一番低いところが満点となるしくみを見直してください。
- (4) 運営事業者が変更となる場合の指導員の継続雇用について、泉大津市では『引き続き勤務を希望する者については、現行の報酬や手当等と同水準以上で継続雇用を行うこと。』と仕様書に明記されていますが、堺市においては『受注者及び前受注者が可能な限り協力すること。』と記載されており、指導員の継続雇用が保障されていません。希望する指導員が引き続き安定した雇用を継続できるよう仕様書を見直してください。

## 2. おやつのアンケートについて

10月14日にeメッセージで突如配信された『おやつの提供』についてのアンケートについて、アンケート実施の目的を教えてください。また、アンケートの結果を公表してください。おやつは、放課後をルームで過ごす子どもたちにとって大切な補食であり、楽しみの一つです。仕様書においても『喫食時（昼食・間食）について、安全面及び衛生面に十分配慮し、児童同士や業務従事者とのコミュニケーションの機会として捉え、児童がなごやかに、落ち着いて喫食を楽しめるようにすること。』という一文が今回新たに追記されました。

今回のアンケートの回答期間は4日間のみであり、eメッセージに登録していない保護者もいる中で、現場に混乱を招いています。おやつの重要性を改めて見直していただき、「希望制」とするのではなく、子どもたちや保護者が望むかたちで提供（質をよくするなど）してください。

受理年月日 令和7年11月12日



令和7年 第4回市議会(定例会)陳情書綴

令和7年12月 発行

編集・発行 堺市議会  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 真生印刷株式会社

堺市配架資料番号  
1-B2-25-0037



**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。